

名古屋港管理組合公報

平成22年 5月14日

(金曜日)

第 454 号

目 次

○放置自動車の廃物認定 1

告 示

名古屋港管理組合告示第22号

名古屋港管理組合放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成14年名古屋港管理組合条例第7号）第4条の規定に違反し、港湾施設等に放置されている自動車について廃物と認定するため、同条例第10条第3項の規定に基づき次のように告示する。

平成22年 5月14日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

- 1 下記の自動車の所有者等は、平成22年 5月28日までにこの自動車を撤去すること。
- 2 上記期限までに撤去されない場合は、廃物と認定し、管理者又は管理者の命じた者若しくは委任した者が、下記物件の所有者等の負担において処分等を行う。
- 3 問い合わせ先 港営部港営課庶務係

整理番号	所在地	車種等	登録番号等	塗色
22弥001	飛島村西浜28	ホンダ ステップワゴン	尾張小牧 51 ち 99-39	黒

発行所 名古屋市港区入船一丁目 8番21号

名古屋港管理組合